

平安中期の国名女房の出仕 — 和泉式部の呼名を中心に —

鈴木 織 恵

はじめに

平安中期の女流歌人と和泉式部の女房名である国名「和泉」は、夫の橘道貞の和泉守に由来するものである。父の大江山雅致も越前守の経歴があるが「越前」の呼名が女房名となることはなかった。道貞の和泉守就任の年は不明であるが、『小右記』では、長保元年（九九九）に「和泉守」とあり、寛弘元年（一〇〇四）には、藤原脩政が「和泉守」とみえることから、道貞の和泉守就任は九九九年〜一〇〇三年頃で、一〇〇四年からは藤原脩政が和泉守であったことがわかる。その後、橘道貞は寛弘元年（一〇〇四）頃に陸奥守となつて、和泉式部と別の女性を伴つて下向し、長和五年（一一〇一六）に死去した^四。一方、和泉式部は丹後守であった藤原保昌の妻となつている。

平安時代の「女流歌人」の中には、『古今和歌集』の伊勢をはじめとし、国名を冠する呼名をもつ女性の歌人が散見される。なかでも平安中期には国名を呼名とする女房が多く存在するが、出仕時に国名を呼名とするのはなぜだろうか。

国司の任国は、原則として四〜六年に一度交替されるため、任命された国名は一カ国とは限らない。例えば、女流歌人「伊勢」の父である藤原継陰は、伊勢守、大和守を歴任したが、伊勢の詠歌は『伊勢集』として伝えられ、また紫式部女である賢子の父藤原宣孝は、筑前守や山城守を歴任しているが、賢子が大宰大式であった高階成章と再婚する以前は、祖父藤原為時の任国であった越後と左少弁を由来として「越後弁」を女房名としたことが『栄花物語』^五にみえる。

後世に秀歌を残すものの、生前の宮廷社会において叙位に預からない女性は、国名を冠する女房名で出仕することが多く実名が残りにくい。女房名は、国名を冠するほかに、「大納言」「少納言」「式部」「内蔵」「馬」「木工」「左衛門」「右近」などの中央官職名にちなむ呼名もあるが、これらの呼名は全て父や夫などの親族の官職名に由来していると考えられる。物語などの文学作品や秀歌に登場す女性は、実名も父や夫の名も不明で、地名や官職名を呼名として出仕する女房が圧倒的多数である。こうした女房の呼名と父や夫などの親族の官職名にはどのような関わりがあるのだろうか。

平安中期以降、女房自身の奉仕は、受領層である父や夫の猟官運動に包摂されたと考えられている。娘や妻が出仕することが、父や夫が望む官職に就く機会の一助となっているのか、それとも父や夫が就いた官職の職務の一端を担うため、父や夫が職務に就任した後に奉仕することが期待されるのか、詳しいことはわからない。中央官職名にちなむものについては、官職名の変更は個人によって異なるが、先述のように地方官である受領の任国には任期がある。したがって出仕時の呼名である国と父や夫の任国が、国司交替や昇進によって異なることとなり、父や夫の国司名と、女房の呼名にずれが生じる。こうしたずれの中で、女房としての娘や妻が出仕が、どの程度、父や夫の猟官運動に結びつくのであろうか。

本稿では、夫の道貞の和泉守就任が女房の呼名となった和泉式部に焦点を当て、平安中期に国名を出仕時の呼名とする女房が、父や夫の受領の官職獲得にどのように関わったのか、検討することを課題としたい。

一、平安中期の国名女房の出仕と呼名

平安中期の女房は、中下級貴族の出身で、上級貴族である貴人の邸宅への奉仕を求められて出仕した女性である。宮中に出仕したとしても、天皇に仕える女房は「上の女房」と、皇后などに仕える女房は奉仕する主人が異なるのが

普通であった。天皇に奉仕する公的な女官に比べ、上級貴族へ出仕する女房は、叙位や昇進といった勤務評価に關与することはほとんどなく出仕先への従属性が高い。

平安初期の國家財政の窮乏による再建のなかで、まずは後宮十二司が解体されたが、その後八省の下級官司も解体・縮小し、職務の世襲化によって家職・家業が成立した。このなかで、天皇や皇后への奉仕のため後宮に出仕する女官も人員が削減されることとなった結果、平安中期には、皇后や女御に仕える女性たちは、受領層から輩出されて「女房」と呼ばれるようになり、文化の担い手となっていった。

勤続年数に応じて昇進し高位高官を得られる内侍などの女官とは異なり、皇后や親王・摂関家に仕える女房は、出身の階層によってその地位が決められ、皇后が生んだ皇子の乳母になることでしか自身の昇進を果たす術はなかった。皇子が即位すれば、乳母は天皇の御乳母として叙位を受けることになり、実名が明かとなるが、それ以外の女性は、出仕しても実名は伝わらない。

例えば鎌倉初期の藤原定家の秀歌撰といわれている「小倉百人一首」には、二十一名が女性の歌が選ばれているが、このうち国名を冠する呼名をもつ作者は、伊勢、和泉式部、大式三位（越後弁）、伊勢大輔、相模、周防内侍、祐子内親王家紀伊、二条院讃岐の八名おり、うち平安中期に活躍した歌人が伊勢、和泉式部、大式三位（越後弁）、伊勢大輔、相模の五名である。百首の作者のうち実名が伝えられる女性は、鷗野讃良皇女（持統天皇）、高階貴子（儀同三司母）、藤原賢子（大式三位）、平仲子（周防内侍）、式子内親王の五名である。天皇や内親王を除くと、実名が伝えられるのは、内侍として出仕し中宮定子の母として正三位に叙された高階貴子、上東門院彰子に出仕し親仁親王（のちの後冷泉天皇）の乳母で従三位に叙された藤原賢子、後冷泉天皇に出仕し以後、後三条・白河・堀河の四代の天皇に仕えた平仲子（周防内侍）の三名である。「小倉百人一首」の例ではあるが、このことから文化の担い手として活動し、後世に秀歌を残したとしても、叙位に預からない女性は、実名が後世に伝えられないことが多い。

実名が伝わらず、生没年さえもわからない女性について、自身の活動が父や夫の猟官運動にどのように関与したのかを明らかにするのは困難なことではあるが、出仕し、文学作品を残した女性たちの多くが受領層の出身であることから、その活動が受領層である父や夫の猟官運動の一助となつて来たたと評価されることが多い。^三

こうした活動のうち、①出仕先の上級貴族に働きかけを行うことで、父や夫が望む官職に就く機会の一助となるか、②父や夫が就いた官職の職務の一端として職務に就任した後に奉仕するのか、では出仕する女性の出仕に対する評価が異なる。

①の場合であれば、上級貴族に中下級貴族が従属してゆく段階であるが、女性の出仕と創作活動にある程度の自立が認められると評価することができる。②の場合であれば、父や夫が就いた官職の職務の一端として、父や夫の「家」が奉仕の一員として成立し、家に包摂された段階と評価することになる。

以上のように、女房の出仕時の呼名について検討することで、女性が女性官僚の一端として出仕した名残を示すものの、①の場合である上級貴族の「家」に奉仕する傾向が強くなる時期であるが自立が認められるのか、②の家職・家業を負い、文化の担い手として活動する女房の父の「家」、夫の「家」の一員としての奉仕が求められる中世的な「家」に包摂されるのか、結論づけたい。

そこで本稿では、平安中期の国名を冠する女房の出仕について、和泉式部の呼名を検討することとしたが、和泉式部を取り上げる理由は、以下の通りである。

(一) 和泉式部の父と夫が藤原美資の部下であった時期があり、和泉式部の出仕時期について検討する史料が『小右記』に残されていること。

(二) 和泉式部の夫である橘道貞が藤原道長の家司となつたため『御堂閔白記』から夫の橘道貞の動向が確認できること。

(3) 和泉式部は、のちに中宮彰子に出仕するため、『和泉式部日記』の叙述内容の年代を確認できる史料が残されていらい。

(4) 和泉式部は、『紫式部日記』に登場すること。

(5) 『栄花物語』の作者の一人とされる赤染衛門の夫の大江匡衡と縁戚関係があり、『栄花物語』に登場すること。以上から平安中期の女房の出仕について考える材料が比較的豊富な人物だと考えるからである。

二、和泉式部の昌子内親王邸への出仕をめぐって

(一) 通説

和泉式部について、呼名に冠する通説を確認したい。吉田幸一^{三三}氏の研究を元に和泉式部の生涯をまとめると、次の通りになる。

① 和泉式部は、父は越前守大江雅致、母は越中守平保衛の女である。

② 母が冷泉天皇皇后昌子（太皇太后）に仕えたこと（『中古歌仙伝三十六人』）、父が長保元年（九九九）に太皇太后宮大進、夫の和泉守橘道貞が同権大進を兼ねていたこと（『小右記』）から推して、結婚後も太后（昌子内親王）に仕えた。

③ 長徳二年（九九五）ごろに、二十歳前後で夫の和泉守橘道貞と結婚し、長徳年中に二人の間に小式部が誕生。

④ 夫が和泉国在任中、夫には任国で愛人ができたので、式部との間に破綻。

⑤ 長保二年（一〇〇〇）ごろから為尊親王との間に恋愛関係が生じた。四年六月、親王の死によって関係終了。

⑥ 弟の敦道親王から求愛され、翌五年十二月に宮邸に引き取られ、召人となるが、四年後の寛弘四年（一〇〇七）

十月には敦道親王とも死別。その恋愛の経緯が『和泉式部日記』に告白的に物語られる。

⑦その後の和泉式部は中宮彰子に出仕。

⑧藤原保昌に再嫁して、夫が丹後守に任じられると、和泉式部も丹後国へも下った。

吉田氏以降に和泉式部の生涯をまとめた研究には、山中裕氏の『人物叢書』和泉式部^四や、武田早苗氏の『人と文学』和泉式部^四がある。和泉式部が太皇太后の昌子内親王に仕えたとする②の説について、山中裕氏は『中古歌仙伝三十六人伝』や『河海抄』にみえる童名の「御許丸」を和泉式部の「宮仕えのときの童女の呼称」とするが、『和泉式部歌集』をはじめとして、これを証する文献はない」と指摘している。しかし「父母が昌子内親王に仕えていたということは、当然少女時代に宮仕え生活を送ったとみるべきであろう」とし、和泉式部が幼少時より、昌子内親王の宮に出仕していた説を支持している。

これに対し、武田早苗氏は、和泉式部は『和泉式部日記』の中で宮仕えについて教道親王に仕えるまで「ならひなきありさま（経験のない様）」と述べていることを挙げ、はじめて出仕したのが教道親王の住む「東三條院南院」と指摘しており、昌子内親王への出仕説を支持していない。

先述の山中氏の指摘を是とすれば、女房の出仕名は、年齢や出仕先、結婚によって異なることとなり、生涯を通じて一つの女房名ではない可能性が高く、武田氏の指摘を是とすれば、初出仕の名が生涯の呼名として、貴族社会に認められるものであったと言いうことができる。

和泉式部の出仕については、『新編日本古典文学全集 和泉式部日記』解説でも、父の雅致が昌子内親王の太皇太后宮大進だったことから「結婚前夜の一時期、短い間ではあるが昌子のもとに仕えたかもしれない」と指摘^五おり、和泉式部の幼少時からの出仕については懐疑的ではあるものの、一時的に昌子内親王の元に仕えた説については消極的ながら支持している。以上から、昌子内親王への出仕の真偽について定説はなく、評価が分かれるところといえよう。

私見としては、少女時代の出仕に関して根拠とする『中古歌仙伝三十六人伝』は、鎌倉時代に成立した三十六人の歌人の略伝をまとめたもので、山中氏が指摘するように確証はない。

和泉式部の母「介内侍」について、山中氏は、昌子内親王の「乳母として出仕した」とし、出仕名を「その呼称の意味がわからない」としつつも、「介内侍」は「ないしのすけ」の意として掌侍とする説、または越中守平保衡が国司の「介」であったことによるとの説を挙げている。和泉式部の誕生については諸説あるが、貞観元年（九七六）から天元二年（九七九）頃の四年の間の誕生に落ち着いており、昌子内親王の誕生の九五〇年六から二〇年以上離れている。母が昌子内親王の乳母として出仕するのであれば、和泉式部以前に出産していなければならぬ。武田氏は、為尊親王の件で親に勘当されていた時期があり、和歌の贈答から和泉式部に姉がおり、この姉は、大斎院選子内親王に仕えていたとする^{一七}。選子内親王は、九六四年の誕生で、母で村上皇后の藤原安子は出産後に亡くなったため、安子の兄の兼通夫妻に育てられているが、仮に、この姉の出産を契機に昌子内親王の元に乳母として出仕した、ということであれば、母「介内侍」の女は昌子内親王の乳母子ということになり、兼通夫妻が養育する選子内親王の元に出仕することになった点に違和感が残る。母が乳母となる契機になる兄姉が他にいた可能性も考えられるが、『中古歌仙伝三十六人伝』の母「介内侍」の昌子内親王乳母説もまた確証はない。

また③について、和泉式部の呼名は、夫道貞の官職「和泉守」と父雅致の「式部」に由来すると考えられているが、和泉式部と道貞の結婚と出産の時期を、武田氏は、「父が、職務上親しくなった、自分よりも富み能吏である橘道貞を婿がねとして目を付けたのだろう」とし、和泉式部は昌子内親王の元には出仕しておらず、結婚は、父と夫が昌子内親王に仕えた時期で、長徳三年（九九七）〜長保元年（九九九）頃に小式部が誕生したとし、長保五年（一〇〇三）十二月に敦道親王の宮邸に出仕したとする。

これに対し、山中氏は「道貞の和泉守は、長保元年から同四年（または五年）」で、「結婚は式部が宮仕え中であっ

たことは確実であった」とし、「小式部が生まれたのが長徳二〜四年あたり」とする一方で、「和泉式部日記」で、解説藤岡忠美氏は「結婚前後の一時期、短い間ではあるが昌子仕えたかもしれない」と指摘おり、仮に和泉式部が昌子内親王の元に出仕するのであれば、父と夫が昌子内親王に仕えた時期である可能性が高いことを指摘している。

この説をまとめると次のようになる。

(1) 結婚前に、父が仕える昌子内親王の元に出仕していた(山中説)

(2) 結婚後に、本人の意志で、敦道親王の元に召人として出仕(武田説)

(3) 結婚前後に、父と夫が仕える昌子内親王の元に出仕した(藤岡説)

これらの説が根拠とするのは、『小右記』長保元年九月二十二日にみえる、父の雅致が昌子内親王の附属職司である太皇太后宮大進、夫の道貞が権大進と確認できる記事である。父と夫が昌子内親王の元に出仕した時に、和泉式部が出仕していたかどうかが争点となる。仮に(1)の山中説の場合、和泉式部と道貞との出会いが、和泉式部が昌子内親王の元への出仕している間のことであれば、和泉式部には、道貞との結婚前の呼名があったこととなり、「和泉式部」の女房名は、夫の道貞が和泉守から寛弘元年(一〇〇四)に陸奥守に任官するまでの間の呼名が貴族社会に浸透したものだと考えられる。

(二) 橘道貞の権大進の補任

まずは、和泉式部の父の大江雅致が大進、夫の橘道貞が権大進を務める昌子内親王の附属職司について確認したい。この時、『小右記』記主の実資は、昌子内親王に奉仕する附属職司の長官である大夫であった。

昌子内親王に奉仕する附属職司は、律令に規定がある。天皇の妻や母で后位にある三后(皇后・皇太后・太皇太后)が立后した時に組織され、儀式や日常に奉仕する男性官人が補任されるもので、大夫(長官)・亮(次官)・進(第三等官、

大少)・属(第四等官、大少)の四等官制であった。規定当初の官人は六名程度の規定であったが、平安中期になると権官が増加し、大夫・権大夫、亮・権亮、大進・権大進、少進・権少進、大属・権大属・少属・権少属の十二名が補任されることもあったと考えられ、附属職司に補任される男性官人の増減はその後の威勢を示すものでもあった。^{三三}

『公卿補任』を確認すると、昌子内親王に仕える太皇太后宮大夫は、皇太后宮大夫であった源重信が、昌子内親王の太皇太后への転位後も引き続き勤めていたが、重信の右大臣昇進に替わって、権中納言で正三位の源伊陟が補任された。^{三三}源伊陟の補任の経緯は不明だが、源重信の父の高明と、源伊陟の父の兼明親王は兄弟であり、藤原氏出身の后が中宮や皇太后に冊立されるなかで、藤原氏の公卿が藤原皇子(兼通女)や藤原遵子(頼忠女)の附属職司の官人に任命された結果、昌子内親王との縁戚関係のある適当な人物がなく、源氏の公卿が選ばれることになったと考えられる。しかしながら大夫の源伊陟も長徳元年(九九五)五月二十五日に薨去し、二十八日に大夫に補任されたのが実資であった。実資は、もとは藤原遵子の中宮冊立時に中宮亮に補任され、遵子に奉仕していた。中宮に冊立された遵子の父の頼忠と、実資の実父の斉敏とは兄弟で、補任の背景には血縁関係がある。しかし長保元年五月二十五日に源伊陟が薨去すると、近い血縁関係を持たない実資が、昌子内親王の太皇太后宮大夫に任命されることとなった。^{三四}

ちなみに、遵子は正暦元年(九九〇)十月五日に藤原定子の立后により中宮から皇后宮となっているが、遵子の皇太后宮大夫は、遵子の中宮時代からの大夫であった藤原濟時が引き続き勤めた。この濟時が長徳元年四月二十三日に薨去すると、九月二十一日に大夫に補任されたのは、遵子兄の公任である。^{三五}

実資が昌子内親王の大夫に補任された背景には、昌子内親王が実資邸を御在所とした御給により叙位に預かったことが挙げられる。『公卿補任』によると「天元二年(中略)同三年(中略)七月廿五日従四上」とあり、実資は天元三年七月二十五日に従四位上となっているが、この叙位は「皇太后宮日來御_三座件朝臣宅_一、還_二御本宮_一後、以_三臨時恩_一所_レ叙_レ之_三」^{三六}とあって、実資の邸宅が、当時の皇太后であった昌子内親王の御在所となったことにより、昌子内親

王の本宮遷御の後に下された臨時の御給であった。この実資の邸宅は、参議従三位の源惟正から伝領した邸宅であったと考えられる。

実資は、室町にある実父の邸宅で幼少期を過ごしたと考えられ、その後、源惟正女と結婚し、惟正の邸宅である二条家に移り住んだ。惟正は、天元三年四月二十九日に薨去したが、この邸宅を実資が伝領したことが『日本紀略』から確認できる。

『日本紀略』寛和元年（九八五）九月十九日条には「十九日、庚寅（中略）今日、中宮移御故参議源惟正卿二条家（藤原実資宅）とみえるが、この記事は、実資が当時奉仕していた中宮の藤原遵子が、夫の円融天皇の永観二年（九八四）の讓位によって内裏より退出し、実資が故惟正から伝領した二条家に行啓した記事である。永延元年（九八七）二月七日には「中宮自左中将実資朝臣二条家遷御四条宮」とみえ、遵子は実資の二条家から本宮である四条宮に還御している。この記事は『小右記』に同日条があり、遵子の行啓は、昌子内親王を先例としていたことがわかる。この記事には「想像先例」、太皇太后宮御此家之時、東西門屋皆是板葺也」とあることから、天元三年七月に昌子内親王の御在所となっていたのは、実資が故惟正から伝領した二条家であった。この行啓で実資は叙位に預かりこの縁から、実資は太皇太后宮大夫に補任されることになったのであろう。

また昌子内親王は、朱雀天皇の第一皇女、母は保明親王女の熙子女王（母は藤原時平女）である。朱雀天皇の莫大な遺産を相続したと考えられ、寛和元年（九八五）には、愛宕郡小野郷石蔵の地に開創した大雲寺に観音院を建立する財力をもつ人物であったが、母方の外祖父時平が早世し、弟の忠平の家系が政界を占める当該期の貴族社会において、昌子内親王に奉仕する有力な親族がいなかったことも、実資の大夫補任の背景にあったと考えられる。

その昌子内親王は、長徳三年（九九七）五月頃より病に苦しむようになり、阿闍梨の勝算僧都が「五壇法」を行うようになっていた。長徳四年には観音院に莊園を施入したが、その後またたび病に苦しみ、長保元年九月二十二日〔史

料一】には、昌子内親王の大夫を勤める実資に、昌子内親王の大盤所から、昌子内親王が病で意識不明に陥ったことが伝えられた。この時の史料から、和泉式部の父の雅致が太皇太后宮大進 夫の道貞が権大進であることが確認できる。昌子内親王への奉仕については、大夫の実資が『小右記』にその様子を残したことから、昌子内親王側との詳細なやりとりが残され、太皇太后宮職に仕える男性官人の役割が確認できる。

【史料一】『小右記』長保元年九月二十二日案^三

廿二日、辛丑、早朝自^レ宮(昌子内親王)大盤所^二告送云、自^二去夜^一不覺惱御。此間権亮朝臣来。乍^レ驚奉^二亮朝臣(大江清通)^一。余有^レ所^レ慎不^二早参^一、随^二又々案内^一、可^二参入^一由令^レ申。大進雅致朝臣(大江)来、問^二案内^一、御惱似^二重痢^一発御、^レ可^レ令^レ奉^二御占^一事、^レ自^二明日日中^一可^レ始^二御修法^一事同仰了。^レ又御給京官事有^二仰事^一、左右可^レ随^レ仰之由令^レ啓了。^レ(エ)侍所長藤原忠邦・侍藤原奉順等可^レ給者(当年御給忠邦、去長徳三年御給奉順)。^レ又仰云、可^レ書^二奉御請文^一者。令^レ書^二一通^一奉^レ之、但当年給者加^レ封、明日随^レ召可^レ被^レ奉之由令^レ啓了。又仰云、^レ(オ)和泉守橘道貞可^レ請^二権大進^一、即欲^レ令^レ奏^二其由^一者、可^レ被^レ奏由令^レ啓。御惱案内数度令^レ啓、黄昏示送云、又発給者。勝算僧都奉^二仕御加持^一云々、明日除目始之由、召使来申。

※◇は割書、傍線部・太字・○内のカタカナ・中略は著者注、以下同

意識不明の知らせを実資に送ったのは、昌子内親王の大盤所である。昌子内親王に仕える女房からの手紙であろう。昌子内親王の意識不明の知らせの間に、実資の元に権亮が到来した。実資は「慎む所があつて早く参入することができない」と告げ、亮が昌子内親王の元に向かった。

なお、実資の元に訪れた権亮は、『権記』から長徳四年(九九八)十二月十六日に除目があつた藤原景斉だと確認

できる。^{三四}一方亮は、大日本古記録本『小右記』では、中宮亮の大江清通に比定している。清通は、正暦元年（九九〇）十月五日の定子の中宮冊立の宮司除目で「中宮亮」に補任され、長保元年九月十六日条でも「中宮亮」とみえることから、一条天皇中宮の藤原定子に奉仕する人物である。^{三五}この条に登場する「亮」が、「中宮亮」の清通である場合、出産直前の中宮定子に仕える清通が、どのような立場で太皇太后の昌子内親王の御悩に関わることになったのか疑問が残る。^{三六}

この時に、在宅の実資の指示を受け、昌子内親王側とのやり取りのために、昌子内親王の邸宅と、実資の邸宅を行き来したのが、大進の雅致であった。実資の元にやって来た大進の雅致は、御悩は重い痼病のようだと伝え、実資はその後の対応を指示することとなった。

実資は、(ア)御占を行うこと、(イ)明日の日中より御修法を開始すること、(ウ)京官の御給を決めることを、昌子内親王側に伝え、昌子内親王からは、(エ)当年（九九九）の御給に侍所長の藤原忠邦、去長徳三年（九九七）御給に侍の藤原奉順の指名があり、昌子内親王の仰せで御請文を書く指示があり、実資は二通の御請文を書かせて昌子内親王側に奉った。

この一連の流れで、昌子内親王から(オ)和泉守橘道貞を権大進とすることを一条天皇に奏上したいと仰せがあり、実資が奏上することを、昌子内親王側に上啓している。

つまり、和泉式部の夫である道貞は、この時に初めて権大進に補任された。武田氏は、和泉式部と道貞の結婚について「父が、職務上親しくなった、自分よりも富み能吏である橘道貞を婿がねとして目を付けたのだろう」とし、父と夫が昌子内親王に仕えた時期を結婚の頃とし、父の雅致が和泉式部の結婚に関わっていると指摘するが、【史料一】を確認すると、長保元年九月に夫の道貞が、昌子内親王に仕えることになったのであり、もともと和泉式部の夫と、父の雅致と職務上親しい間柄であるとは言い切れない。

これに対し山中氏は、和泉式部と道貞の結婚は、「道貞の和泉守就任の長保元年にこだわらなくとも、長徳元、二年ごろから二人に愛が生じまもなく結婚したとみてもよからう」とする。この長保元年は、定子を擁する中関白家が没落し、権力の座についた藤原道長が娘の彰子の入内を計画していた時期であるが、この年の七月に、道長の長男田鶴（頼通の幼名）が病氣療養のために道貞宅に渡った記事が『御堂関白記』にみえる。山中氏は、この記事を根拠に、道貞は「のちに道長の家司のような関係となっている」が、「もうこの時期に道貞は道長とかなり深いつながりができていた」と指摘しており、父の雅致との職務上の契機によって結婚に至ったとは解釈していない。

ここでは、『史料一』から、橘道貞は、和泉式部との結婚後に、昌子内親王側からの「仰せ（命令）」によって権大進なり、大夫の実資の指示で権大進に補任する文書が作成、一条天皇に奏上されるに至ったことを確認した。道貞と和泉式部との結婚は、二人の娘である小式部の誕生の下限である長保元年（九九九）説を採ったとしても、道貞が権大進に補任されるよりも前であり、道貞と和泉式部の結婚に、父の雅致の職務が関わっていた可能性は低い。

（三）橘道貞宅への昌子内親王の移御

道貞が、昌子内親王の権大進に補任された背景には、昌子内親王の病平癒のための御占で、たびたび昌子内親王の御座所（本宮）の移御が懸案となっていたことが挙げられる。

『小右記』長保元年十月十二日条【史料二】には、昌子内親王が「病のために大進雅致の邸宅に移りたい」という記事がみえ、この時、和泉式部の父雅致の邸宅が移御の候補先となっていた。

【史料二】『小右記』長保元年十月十二日条

十二日、辛酉、（中略）。宮（昌子内親王）御書被_レ賜_二尼君御許_一。其御書云、（テ）両三年御悩不_レ平、（イ）御占頻

勸_レ申可_レ他処之由_一、心有_レ所_レ憚、口未_二出言_一。然而苦惱之間、不_レ思_二人難_一。(ウ)大進雅致(大江)宅去宮不_レ遠。若度_二彼宅_一如何者。即令_レ啓云、雅致是宮司、但厄御_二下臈宅之難_一歟。(エ)須以_二彼宅_一為_二宮御領_一、相次改_二板門屋_一、造_二四足門_一、移御何事之有也。

この条は、昌子内親王側から実資側の「尼君」に大進の雅致宅に移御を打診する手紙が送られ、大夫の実資が、昌子内親王が雅致の宅に移御することについて、雅致は宮司であるので移御はできるが、身分の低い「下臈(雅致)宅」に移ることの「難」があるのではないかとしつつ、雅致の宅を、昌子内親王の「御領」とするために、邸宅の門を「板門屋」から改造し、昌子内親王が利用できるようにすると返答する内容である。

昌子内親王側から、尼君の元へ届いた手紙には、(ア)昌子内親王の病が二〜三年良くならず、(イ)御占では、しきりに他所に移るべきである、という結果であったが、これまで口に出してこなかった。(ウ)大進雅致の宅は昌子内親王の宮から遠くない。もし彼の宅に渡るとしたらどうだろうか。とあり、実資はこれに対して、(エ)雅致の宅の板門屋を改めて四足門に造れば、移御に問題ないだろうか、と返答している。

(イ)の箇所に「御占では、しきりに他所に住むべきである」とあることから、病の御占の結果に、病の平癒には移御をすべきであるとされつつも、これまで実行されてこなかったことを訴えている。「然而苦惱之間、不_レ思_二人難_一。」と病に苦悩する間に、移御することに決め、「大進雅致宅去宮不_レ遠」と、昌子内親王の本宮から遠くない雅致宅が候補に上がったものと考えられる。

この提案は、男性官人を通して実資に直接伝えられるのではなく、昌子内親王側から実資側の尼君へ手紙で伝えられている。昌子内親王側の手紙の送り手は、昌子内親王本人か、昌子内親王に仕える女房のどちらかだと考えられるが、手紙は昌子内親王の意を示したものと考えられる。

一方、昌子内親王側の女房からの手紙を受け取った実資側の「尼君」は、「君」が付けられていることから、実資の目上の人物である。この尼君は、この時は、室町に住んでおり、永祿元年（九八九）に銀の阿弥陀仏を鑄造し、また寛弘二年（一〇〇五）には実資の邸宅の西宅に移っている記事が『小右記』にみえる。この「室町」には、実資兄の懐遠が、亡き両親の仏事を行っている記事が天元五年（九八二）にみえることから、懐遠宅があり、この宅に尼君も住んでいたと考えられる。大日本古記録本『小右記』では、寛仁元年七月二日条の「尼君」を「実資姉」に比定しており、【史料二】の「尼君」と同一人物であろう。この尼君は、昌子内親王の病平癒の御修法を行った僧のうちの一人、証空と近い人物でもあり、この尼君を通して、雅致宅への移御が打診されている。

雅致の宅への移御を求める手紙が、昌子内親王側から室町に住む実資姉の元に届き、その内容が実資に伝えられたということは、昌子内親王本人か、昌子内親王に仕える女房と、実資姉の尼君が手紙のやり取りをする関係であったということがわかる。

内容から、昌子内親王の病のたび行われる御占では、他所に移るといふ結果が出ていたようだが、この結果を実資らの男性官人が知らなかったとは考えられない。男性官人たちが、病の昌子内親王の移御先を準備することに消極的であったことがうかがえる。

昌子内親王の提案によって、ようやく移御についての具体的な準備が進められた。十四日には、昌子内親王側は、昨日安倍晴明に御占をさせ「頗る宜し」といふ結果が出たので、二十九日戌刻（午後八時頃）と移御の結果が出たことを実資に伝えている。

その後の十九日の行啓の雑事定で、実資は昌子内親王のもとへ参宮し、晴明と賀茂光榮に問うて、遷御の場所を実検させている。二十二日には、移御が「二十五日」とみえることから、十九日の御占によって移御の日程が「二十九日」から「二十五日」に変更になったらしく、二十五日の日没の後に、渡御している。

移御後、昌子内親王の病は一進一退であったが、十一月二十九日には、翌月の七日に還宮を定めていることから、雅致の宅への移御は、あくまで一時的な移動であったことがうかがえる。しかし、昌子内親王は、長保元年十二月一日に、移御した邸宅で崩御した。

【史料三】『小右記』長保元年十二月一日条

十二月一日、庚戌（中略）『大宮令崩給事』参宮（昌子内親王）、於三陣外一案ニ内御惱（依レ着ニ烏帽子ニ）。即帰、丑剋許自レ宮告送云、御惱極忽（急力）者。仍馳参、問ニ女房一、至レ今非レ可レ奉レ憑、先レ是剃ニ御額髪一、閉ニ御眼一之比、名香盛ニ御手一、向ニ西方一唱ニ給弥陀宝号一終給。但懸ニ給宣旨一、未レ令ニ臥給一、御胸猶温。移ニ数剋一奉ニ搔臥一、権大夫（輔正）（菅原）・源宰相（俊賢）祇候、女房出御遺令・御筆書一卷、御葬送及観音院事・自余雜事具注給。依ニ件遺令一々可執行。後日問ニ御崩日一。候ニ御所一之僧等申云、朔日子終丑始歟、猶以ニ朔日一可レ為ニ崩日一者。大后春秋五十、在位卅三年。

実資は、丑剋に馳せ参じ、女房から昌子内親王の臨終の様子を聞いた。昌子内親王は額髪を剃り、西方に向かって弥陀宝号を唱えて亡くなった。昌子内親王に仕える宣旨が昌子内親王の体を支え起こしていたので、昌子内親王は臨終後に倒れ臥すことはなく、宣旨がしばらくの間、抱き寄せていたことが日記に記されている。

この内容から、臨終の時、昌子内親王の側には宣旨を初めとする女房たちが近侍していたことがわかる。昌子内親王の今際の際にやって来た実資は、女房から臨終の様子を聞いた。後日、伺候した僧侶から詳しい臨終の時間を尋ねていることから、実資がやって来た時には、昌子内親王は既に言葉を発する状況ではなかったことがわかる。その日、臨終に近侍した女房は、昌子内親王自身が書いた遺令の御筆書一卷を実資に提出し、実資はその遺令に従って、葬送

の地や自余の雑事などを執行することとした。

その後の二日には、昌子内親王の遺体は棺に納められ、大雲寺の観音院に移された。これに伺候した女房は十人である。

【史料四】『小右記』長保元年十二月二日^{四六}

辛亥、払曉召^二陰陽博士正邦（惟宗）^一、問^二御入棺・御湯殿・出御等事^一。（中略）子剋奉^二御湯^一、同時入棺。同剋奉^二移観音院^一者。（中略）余寅剋許自^二観音院^一退帰。権大夫（輔正）候^二御寺^一。女房十人祇候。檳榔毛二両・筵張一両。冷泉院以^二内蔵頭朝臣（藤原陳政）^一有^レ被^二弔問^一云々。

この女房たちは、五日の葬送にも「女房十人・下女三四人、只候御共之女人等也」とみえ、二日に昌子内親王の棺に御供した女房たちが、葬送に参列していることが五日条からも確認できる。

【史料五】『小右記』長保元年十二月五日条

五日、甲寅『太后御葬送事』（中略）^{（ア）}以^三頭弁^一令^二伝奏^一事、^{（イ）}権大進道貞朝臣（橋）可^レ給^二臨時給^一事、崩給処実^二是道貞朝臣宅地、御存生間依^レ有^二気色^一所^レ令^レ奉也、^{（中略）}戌^二二点着^一素服、^{（イ）}女房十人・下女三四人、只候^二御共^一之女人等也。余及宮司・所々職事・御乳母子等給^二当色^一之者（後略）

五日に、（ア）昌子内親王の崩御が、頭弁によって一条天皇に奏上された。傍線部（イ）の記事から、昌子内親王崩御の御所は、実は、【史料一】で権大進に補任されたばかりの橘道貞宅であったことが伝奏された。【史料二】では、

昌子内親王の移御先として、候補に挙げられていたのは雅致宅であり、【史料五】まで、邸宅が変更になった記事はみえない。しかし「崩御なさった処は、実は橘道貞宅である。昌子内親王が生きておられる時に希望されていたので道貞に臨時給を給うことを奏上した」とあり、昌子内親王が移御した邸宅は、雅致宅ではなく、道貞宅であったことがわかる。『日本紀略』同日条には「於^二権大進橘道貞三条宅^一崩給也」とみえ、この邸宅は三条にあった。

昌子内親王崩御後の七七日は「三条宮」で阿闍梨の証空によって行われていることから、昌子内親王の本宮も三条にあり、道貞宅は近隣であった。【史料二】では「大進雅致（大江）宅去宮不^レ遠。」とあり、昌子内親王側が実資姉の尼君に移御を打診した段階で、当初より近隣の道貞宅への移御を計画していたのか、雅致宅が変更となって、より近隣の道貞宅に決定したのかはわからない。

この点について、武田氏、山中氏とも、当初より同一の邸宅であった点では一致しており、移御先は、武田氏とは雅致宅で婿の道貞に譲渡したものの、山中氏は和泉国に赴任している道貞宅の留守を雅致が預かったものとする。両氏の解釈を詳しくみていこう。

武田氏は「遷御から崩御に至るわずかな間に舅から婿へと邸宅の譲渡が行われていた事情を推測させる」とし、「臨時給」への働きかけも舅の雅致が関与していると解釈している。これに対し、山中氏は「雅致の宅というのは、娘婿の道貞の邸宅を、その留守中に雅致が借りていた」という説を支持しており、移御を計画していた「雅致宅」は、もともと道貞の邸宅だと解釈している。そして、道貞宅が移御の候補にあがったことについて、藤原道長が昌子内親王の七七日の法事について、道貞を通じて実資に奉仕すべきことを尋ねている記事を根拠として、道長の関与を指摘している。

『小右記』からは、【史料二】から昌子内親王が手紙で移御を希望した邸宅が、当初より雅致宅であったものを婿の道貞宅としたのか、婿の邸宅を雅致が借りていたのか、雅致宅では昌子内親王の御在所に適さないために途中で道貞

宅に変更になったのか、結局のところはわからない。

昌子内親王からの仰せで、道貞が九月に権大進に補任され、その直後の十月に、昌子内親王の移御が実資の姉を通じて打診されたことから、道貞が権大進に補任された段階で、昌子内親王の移御先に、道貞宅を移御先とする選択肢も俎上にあがっていたのかもしれない。

平安中期の御給では、父から息子、舅から婿へ賞を譲る事例が散見され、誰の賞が誰に譲られることになるのかは注記されることは多い。しかし【史料五】には、雅致が移御先の邸宅を提供した賞を道貞に譲ったとは記されず、また「道貞宅」であったことに対して「実は是」とあるので、「雅致宅」ではなく実は「道貞宅」である、と読み取ることができ、もとの所有者を雅致だと読み解くことは難しい。このことから、雅致が婿の道貞に臨時給の権利を譲ったわけではなく、移御先が道貞宅だと知った昌子内親王が道貞に臨時給を賜うことを希望して遺令を遺したと結論づけた。

【史料五】の傍線部(ア)の頭弁は藤原行成で、『権記』には、昌子内親王の葬送の具体的な遺令や、詳しい叙位の背景について、頭弁の藤原行成が、権亮の藤原景資を通じて実資から伝えられた内容がみられる。

【史料六】『権記』長保元年十二月五日条

五日甲寅、(中略)即参内之間、於_レ右衛門陣外_一、前太皇太后宮亮景資朝臣、相逢。伝_二大夫消息_一云、后宮者朔日子了許崩給。須_三早令_レ奏_三其由_一、而依_二遺令_一避_二日次_一之間、延_二及于今_一。今日戌剋御葬也。(中略)又、御生存之時仰云、(ア)御惱之間依_二陰陽家申_一、避_二本宮_一遷_二御権大進道貞宅_一、(イ)道貞雖_レ為_二宮司_一、非_二旧仕之者_一、(ウ)依_レ病避_レ宮之間、暫_二以移住_一、(エ)若有_二非常_一、極_二可_レ不便_一。先例_三三宮暫住_一他家之時、臨時加_レ賞_三家主_一。已有_二其數_一。若_レ可_レ然_レ可_レ令_レ奏_二事由_一。(オ)其後不_レ經_二幾日_一崩給。此旨不_レ可_レ不_レ奏聞_一、有_レ事次可_レ洩奏_一者。(カ)

即先参_二左府御宿所_一、申_二此案内_一。(中略) (キ) 即参上奏聞。仰云、聞食。亦奏_二臨時給事_一、仰云、所_レ被_レ申_二可_レ然之由_一可_レ仰者。即仰_二景齊朝臣_一。又仰_二左大臣_一。(後略)。

前日の四日の『小右記』には、実資が頭弁行成と大外記の滋野善言に、昌子内親王の遺令と雑事を奏上させるために、内裏に伺候するよう伝える記事がみえ、^{四九}実資は五日当日は、【史料五】で確認できるように、大雲寺で昌子内親王の葬送を行っている。

一方【史料六】『権記』の記事には、昌子内親王の移御は、(ア) 陰陽家の申しにより、本宮を避け、権大進道昌宅に遷御したこと、(イ) 道貞は宮司ではあるが「旧仕の者」ではないこと、(ウ) 病によって本宮を避けている間、暫く移り住むこと、(エ) もし非常のことがあれば、極めて不便なので、先例によって臨時に家主として加賞をしてほしいことを奏上すべきこと、(オ) その後、幾日も経ずに崩御したことが記されている。頭弁行成は、(カ) 左大臣道長に伝えた上で、(キ) 一条天皇に奏上している記事が確認できる。

山中氏は、雅致が和泉国に赴任中の道貞の邸宅を借りていたことを指摘しており、道貞の権大進の補任に道長の関与を指摘しているが、【史料六】【史料七】を確認する限り、この解釈には疑問が残る。

左大臣の道長が昌子内親王の移御先を提供するために、自身が親しくしている橘道貞を権大進にしたのであれば、なぜ昌子内親王は実資姉の尼君を通じて、実資に移御の打診をしたのだろうか。また道長は、確かに権大進の道貞と親しい関係だと考えられるが、昌子内親王の崩御について知ったのは、【史料六】の十二月五日だと考えられ、その後、十二月十二日に昌子内親王の七七日の法事について、道貞に命じて、奉仕すべきか尋ねさせている。

【史料七】『小右記』長保元年十二月十二日条

十二日、辛丑〔西〕、以_二權大進道貞朝臣〔橘〕_一左府〔道長〕命云、前宮〔昌子内親王〕七々法事、若_下有可_二奉仕_一之事_上哉者。令_レ申_下無_二可_レ然事_一之由_上。於_二三条宮_一自_二今日_一限_二七ケ日_一。以_二阿闍梨証空_一令_レ行_二大威徳法_一、以_二阿闍梨鎮慧_一令_レ修_二金剛藥叉法_一。御存生御願也。

この日の法事は、昌子内親王の本宮である三条宮で行われているが、この記事を読む限り、道長がこの法事に出席すべきか尋ねる一般的な弔意に読み取れ、昌子内親王の移御にまで深く関わったと結論づけることはできない。

この記述から、和泉守であった權大進の道貞は、昌子内親王の崩御の段階で在京しており、葬送や七七日の法事に参列していることが確認できるので、もし權大進の道貞の補任と邸宅の提供が道長の意向なのであれば、道長は權大進道貞を通じて、昌子内親王の移御と葬送に関わることができるのではないだろうか。

私見として、【史料二】では実資が、雅致宅を打診したものの、十月十九日の御占で移御の日程が二十五日決定した際に、邸宅も雅致宅から道貞宅に変更になった可能性を指摘しておきたい。

(四) 昌子内親王宮への出仕の是非

さて和泉式部は、昌子内親王に出仕していたのだろうか。【史料五】からは「御乳母子」の存在が確認できる。この人物は「只候御共之女人等」とは別に書かれ、男性の官人が羅列される箇所に見えることから、男性だと考えられる。仮に、和泉式部に兄がいて、昌子内親王の乳母子であったとすれば、この「御乳母子」の母が和泉式部の母の「介内侍」である可能性も考えられる。ただし、「御乳母子」が和泉式部の兄であれば、【史料二】で昌子内親王側から尼君（実資姉）に手紙を送り、別の邸宅への移御を訴えた時に、「介内侍」の夫である大進雅致が何らかの関わりをもったとしても良いように感じるが、日記からはそうした動きは確認できず、「御乳母子」が和泉式部の兄である確証はない。

また幼少時からの出仕でなければ、和泉式部の出仕の契機は、①父が昌子内親王の大進に補任された時（日時不明）、②夫が権大進に補任された時（長保元年九月二十二日）が考えられる。

①の場合、父の大江雅致が昌子内親王の大進に補任された時に、和泉式部が「江式部」の呼名で出仕しており、夫の和泉守就任を契機に「和泉式部」となったのであれば、昌子内親王が雅致宅に移御を希望し、夫の道貞宅に変更になった時には、すでに和泉式部は昌子内親王に仕えていたことになる。

②の場合、夫が権大進に補任された後であれば、当初より「和泉式部」の呼名で出仕した可能性も考えられ、昌子内親王が夫の道貞宅に移御した十月二十五日から、昌子内親王が亡くなった十二月二日までの、ごく短い時期に仕えたと考えられる。

【史料四】で昌子内親王の葬送の御供をした女房は、【史料三】で昌子内親王の臨終に奉仕した宣旨をはじめとする昌子内親王の遺令を預かった女房たちだと考えられ、②の場合、新参の和泉式部が「女房十人」に含まれる可能性は低いと考えられる。ただし①の場合、②の場合とも、昌子内親王の移御先に、父の雅致宅や夫の道貞宅が候補に挙げられていることもあり、父や夫の職務の関係で出仕した可能性そのものは否定できない。しかしながら、この間、和泉式部は、長徳二年頃（九九六）に道貞との結婚、夫と和泉国下向、帰京し小式部の出産を経ており、②の場合の出仕であれば、慌ただしい出仕といえ、昌子内親王が新参の和泉式部を認識する余裕はないように思われる。

また実資は、昌子内親王が御悩によって、道貞宅に移御し臨終する長保元年九月から十二月までは、中宮定子の平生昌宅への移御と出産（十一月七日）^五と、道長女彰子の方違えと一条天皇のいる内裏への入御（十一月一日）^五があり、検非違使別当を務めている立場から多忙を極めていた。昌子内親王に仕える男性官人たちが、昌子内親王の移御に消極的であった理由にも、こうした背景があるのかもしれない。多忙の大夫実資の指示で、権亮の藤原景斉が実務を行い、和泉式部の父である大進雅致が昌子内親王と実資に連絡を伝え調整をしているのが、長保元年九月から十二月ま

での『小右記』から確認できる。こうした事情を検討するのであれば、昌子内親王の元へ和泉式部が出仕したことそのものを否定することはできないものの確証はもてない。

山中氏は、和泉式部の結婚は「道貞の和泉守就任の長保元年にこだわらなくとも、長徳元、二年ごろから二人に愛が生じ、まもなく結婚したとみてもよからう」とし、和泉式部と橘道貞の結婚を長徳二年（九九五）頃との通説を支持し、二人の間に生まれた小式部は「長徳二年～四年ごろ」だとする。先述の武田氏は「父が、職務上親しくなった、自分よりも富み能吏である橘道貞を婿がねとして目を付けたのだらう」とし、父と夫が昌子内親王に仕えた時期を結婚の頃としているが、道貞が昌子内親王に仕えるのは、長保元年（九九九）のことなので、この説を支持すれば、小式部の誕生が通説よりも遅くなることになる。小式部の誕生が、長徳二年（九九五）ごろから長保元年（九九九）とする説に従えば、和泉式部と道貞の出会いには、必ずしも和泉式部の昌子内親王への出仕や、夫の道貞の昌子内親王宮の附属職司補任と関連して考えなくても良いように思われる。

武田氏の和泉式部の歌の解釈を参考に、この時期の和泉式部の動向を検討すると、小式部が長徳年間（九九四～九九八）の誕生だとすれば、和泉式部の詠んだ歌から、道貞の和泉守任官後に和泉に下ったが、他に道貞が別の女性を伴って任国に下ったことを悲しむ歌が残されており、道貞の和泉国在任中ずっと和泉に住んでいたわけではないことがわかる。また結婚後は、父の邸宅から夫の邸宅に移り住んでいたと指摘されており、敦道親王宮への出仕と、その恋愛スキヤンダルの際には、和泉式部は父に勘当され、小式部は和泉式部とは別れ、雅致宅で養育されたらしい。以上のように、和泉式部は、結婚後に父の邸宅から夫の邸宅に移り住んだ。昌子内親王の移御が決定した後は、道貞の三条宅を全て昌子内親王側に提供し、別の宅に移り住んだと考えられるが、昌子内親王側からの要請、または父や夫の職務の関係で、和泉式部が出仕することになった可能性はないとはいえない。

結局のところ、夫が和泉守に就任した頃、和泉式部が昌子内親王の元に出仕したのか、明確な根拠はない。しかし

ながら、武田氏は『和泉式部日記』で、宮仕えについて敦道親王に仕えるまで「ならひなきありさま（経験のない様）」と「出仕したことがない」と述べていることを挙げ、和泉式部がはじめて出仕したのが敦道親王の住む「東三條院南院」だとしている。

この「ならひなきありさま」とする『和泉式部日記』の叙述が史実とするなら、仮に和泉式部が昌子内親王に出仕していた場合は、和泉式部は日記によって昌子内親王邸への出仕を否定したということになる。そこで次に、敦道親王邸への出仕が、和泉式部にとって初めての出仕であった点が「事実」なのかを検討したい。

三、和泉式部の呼名の成立

(一) 『和泉式部日記』と敦道親王邸への出仕

『和泉式部日記』は、敦道親王の兄である為尊親王没去の翌年である寛弘五年（一〇〇八）年四月から叙述が始まる。弟の敦道親王との歌の贈答から恋愛関係に発展し、十二月十八日に宮邸に入った、と記されている。翌年の正月の冷泉院の正月の礼拝の時には、礼拝に訪れた貴族たちが和泉式部をみようと騒ぎ、敦道親王の北の方は、姉の東宮の女御（藤原城子）に心配されて宮邸から退出した場面で日記は終わる。

このうち『和泉式部日記』で、和泉式部が敦道親王邸への出仕を提案される場面で

【史料八】『和泉式部日記』（新編日本古典文学全集）

かくいふほどに十月にもなりぬ。十月十日ほどにおはしたり。（中略）一夜の空の気色のあはれに見えしかば（中略）あわれに語らせたまふに「（中略）ものたまふさまなるつれずれならば、かしこへはおはしましなむや（中略）」

などのたまふいも、げに今さらさやうにならびなき有様いかがせむなど思ひて「一の宮のことも聞こえきりてあるを（後略）」^{五四}

とあり、寛弘五年十月に敦道親王に「かしこへはおはしましなむや（私の邸においでになりませんか）」と提案を受けている。新編日本古典文学全集『和泉式部日記』では、この後の女の返答を「ならびなき（肩をならべるまでもない）有様」と解釈しており、「今更上流社会の暮らしはどうしてできようと思つて」「一の宮のことも聞こえきりてあるを（一の宮様（花山院）にお仕えするお話もはっきりお断りしたのだけれども）」と、現代語訳している。^{五五}これに対し、日本古典文学大系（岩波書店）では、「慣らひなき」とあり、武田氏は、この箇所を「ならひなき（これまで経験がない）」と解釈している。濁点は校注者の解釈によるもので、「ならびなき」「ならひなき」のどちらでも解釈が可能な箇所であり、「げに今さらさやうにならひなき有様いかがせむなど思ひて」を「本当に、今更そのような習いがない（宮仕えの経験がない）有様なので」、花山院への出仕を断つた、と解釈する解釈には違和感はない。

また『和泉式部日記』の記主については、和泉式部本人が執筆したとする自作説と、和泉式部以外の人物が執筆したとする他作説が存在している。日記は、宮（敦道親王）の北の方（藤原濟時女）が、宮の邸宅を退出する場面です。焉となり、「宮の上御文書き、女御殿の御ことば、さしもあらし、書きなしなべり、と本に（宮の北の方の御文や女御様のお言葉は、実際にはこんなものではあるまい、作り書きのようである、と私の書写した原本には記されている）」^{五六}と叙述されて終わる。この場面について、新編日本文学全集『和泉式部日記』頭注では、「自身を単なる書写者（五七）にみぎなくみせるための虚構的作為として加えた」と評しており、自作説が有力である。

どちらの説であったとしても、帥宮であった敦道親王の邸宅に出仕する以前に、主人公の和泉式部が敦道親王の長兄である花山院への出仕を断っている点にはかわりがない。新編日本古典文学全集『和泉式部日記』解説では自作説を支持しており、和泉式部が中宮彰子に出仕した寛弘六年（一〇〇九）から翌七年あたりに、本人によって書かれた

ことが指摘されており、私も首肯したい。

『和泉式部日記』は、和泉式部と敦道親王の恋愛の経緯が告白的に物語られたもので、『和泉式部物語』とも呼ばれ、「物語」の名称から、この作品の日記性と物語性の二面性を指摘されている。本論では『和泉式部日記』が、記録性の強い「日記」なのか、創作性の強い「物語」なのかを結論づけることはしないが、そのどちらの特質を重視したとしても、この叙述の主人公が「和泉式部」と呼ばれた女性であったことには変わりはなく、敦道親王邸に仕える前に、花山院への宮仕えを断っているストーリーは変わらない。

『和泉式部日記』の「ならひなき有様」が「並びなき(上流社会に肩をならべるまでもない)有様」なのか、「習ひなき(宮仕えの経験がない)有様」なのか解釈は分かれるところであるが、和泉式部は『和泉式部日記』のなかで、宮仕えに對して消極的な態度であったことを主張している。

以上のことから和泉式部が中宮彰子に出仕した寛弘六年(一〇〇九)から翌七年あたりに執筆されたとする当時に、敦道親王に仕える前にも宮仕えをしていたと憶測する風聞が当時の貴族社会にあり、それを和泉式部が否定したものであったことが指摘できる。

この『和泉式部日記』の叙述内容が、「事実」なのか「虚構」なのか、判断は難しい。武田氏の「ならひなきありさま(宮仕えの経験がない)」という説を採用した場合、仮にその叙述が「虚構」であったとしても、(これまでに宮仕えをしたことはあるが)宮仕えはしてこなかった、と主張していることとなり、和泉式部が父や夫の猟官運動に関わらない立場を示していることになるのではないだろうか。

(二) 男性官人の日記と女房の日記にみる和泉式部の呼名

先述したように、和泉式部の呼名となる国名は夫道貞の和泉守に由来するものである。男性官人の日記をみると、

和泉式部の呼名は「江式部」または「式部」であり「和泉式部」の呼名ではない。

和泉式部は、『御堂閔白記』寛仁二年（一〇一八）正月に摂政となった藤原頼通の大饗のための倭絵の屏風に和歌を詠む一人として登場する。『小右記』にも同様の記事が確認できるが、『御堂閔白記』には「江式部」、『小右記』には「左馬頭保昌妻式部」と記されている。このことから、和泉式部が出仕した時期の宮廷社会では、男性官人が女房を呼ぶ際の呼名は、出身氏族名と父の官職名であつたらしい。

この『小右記』の記事から、寛仁二年（一〇一八）の段階では、藤原保昌の妻となっており、保昌は大和守を兼任していることがわかるが、『栄花物語』では、藤原保昌の妻となつたのちも「和泉」「和泉式部」の名で登場している。もちろん『栄花物語』は後世の成立であり、一貫した呼名で描かれているが、和泉式部は、いつから宮廷社会で「和泉式部」と呼ばれるようになったのだろうか。

ここで注目されるのが、和泉式部が出仕した同時代に執筆されたと考えられる『紫式部日記』であるが、この日記では、「和泉式部」の呼名で登場している。該当部分を確認しよう。

【史料九】『紫式部日記』

①和泉式部といふ人こそ、おもしろう書きかはしける。されど和泉はけしからぬかたこそあれ。（中略）②丹波守の北の方をば、宮、殿などのわたりには、匡衡衛門とぞいひはべる。（中略）③清少納言こそ、したり顔にみじうはべりける人。さばかりさかしだち、真名書き散らしてはべるほど、よく見れば、まだいと足らぬこと多かり。（後略）

この記事は、①和泉式部、②丹波守の北の方、匡衡衛門（赤染衛門）、③清少納言の三名が登場する有名な一節である。

②の赤染衛門が「②丹波守の北の方」として登場することから、この箇所は、夫の匡衡が丹波守に就任した寛弘八年（一〇一一）から死没する翌長和元年（一〇一二）頃に書かれた記事だと考えられる。

登場する女房の呼名をまとめると次のようになる。

- ①和泉式部…「和泉」は夫の和泉守橘道貞を由来とする
- ②丹波守の北の方…丹波守は大江匡衡、「匡衡衛門」とも呼ばれている。赤染衛門。
- ③清少納言…父は清原元輔、夫は橘則光だが、夫を由来とする呼名は用いていない。女房名は出身氏族名に「少

納言」だが、「少納言」の由来は不明

この箇所から、寛弘八年から翌長和元年までの間に「江式部」は、彰子に仕える女房たちから「和泉式部」と呼ばれていたことがわかる。

『紫式部日記』成立の背景には、皇后定子に仕えた清少納言が『枕草子』の「大進生昌が家に」^{六二}で、定子が一条天皇の第一皇子の敦康親王を出産したことが描かれていることが挙げられ、『紫式部日記』には、一条天皇第二皇子の敦成親王（のちの後一条天皇）の出産を貴族社会に示す役割があった。日記ではあるものの、自身の回顧というよりは彰子の仕える女房の記録としての側面が大きい。赤染衛門を「丹波守の北の方」と記す部分に、先輩女房への敬意を感じるが、彰子に仕える女房の間では、寛弘年間頃、赤染衛門は、「匡衡衛門」と夫の名と「衛門」の呼名で認知されていたと考えられる。

赤染衛門の「赤染」は、彼女の氏名によるものだが、「衛門」は父と夫のどちらの官職名を由来とするのか不明である。天曆十一年（九五七）に父の赤染時用の「右衛門少志」、^{六三}天元五年（九八二）に夫の大江匡衡の「右衛門尉」^{六三}の官名が確認でき、父と夫のどちらの官職名でも「衛門」の女房名となる。なお、夫の大江匡衡は、丹波守の在任中に死亡^{六四}しており、『栄花物語』の作者として『日本紀私抄』には「栄火（大隅国時持女 赤染右衛門作）」^{六五}とあることから、

後世に赤染衛門の呼名が定着したものの考えられる。

また『紫式部日記』では、和泉式部のほかに、国名を冠する女房が五名確認できる。筑前の命婦、近江の命婦、讃岐の宰相の君、伊勢大輔、播磨の五名であるが、このうち一条天皇に仕える内裏の女房が筑前の命婦、近江の命婦で、中宮彰子に仕える女房が、讃岐の宰相の君、伊勢大輔、播磨である。内裏女房にも后に仕える女房にも国名を冠する呼名の女房があり、従五位下以上の位階をもつ天皇に仕える命婦と、位階を持たない女房の両者に国名の呼名をもつ女房がいることがわかり、国名を関する呼名をもつ女房と位階に身分的な差異はみえない。

この国名を冠する女房のうち、父や夫の名がわかるのが、讃岐の宰相の君（藤原豊子、道綱女、讃岐守大江清通の妻）と伊勢大輔（大中臣輔親女、高階成順の妻）だが、父の官職名と夫の官職名の双方を女房名とすることが多く、『大和物語』に登場する「伊勢」「伊予」「出羽」「大和」「若狭」という国名のみで女房名は、『紫式部日記』では、わずかに「播磨」のみであった。

「伊予」「出羽」「大和」「若狭」の父や夫は伝えられていないが、「伊勢」は、父の藤原継陰が伊勢守として赴任した時に、出仕したことから「伊勢」の女房名となったとされる歌人で、出仕先は、宇多天皇の女御の藤原温子である。温子は関白基経女で、宇多天皇の女御となり、醍醐天皇の即位後、皇太夫人となり「七条后」と呼ばれた。伊勢は、宇多天皇との間に皇子を出産し（早世）、温子崩御後、宇多天皇第四皇子の敦慶親王との間に中務を生んだ。^{六七}「中務」の名は、父の官職によるもので、伊勢が活躍する十世紀の女房の呼名は、父の官職に由来することが多かったと考えられる。これが十一世紀には父と夫の官職名を合わせる呼名が増えるのは、伊勢（伊勢守・藤原継陰女）と伊勢大輔（伊勢祭主・大中臣輔親女）のように、父の官職名だけでは、貴族社会に認知される女房名を呼名とできなかつたことが考えられよう。

(三) 和泉式部の呼名と夫や父の官職獲得

和泉式部が中宮彰子に出仕した当初、男性官人には「江式部」と認識されていたと考えられるが、女房たちからは「和泉式部」の呼名で認識されていた。この「和泉式部」の名の由来は、道貞の和泉守就任と無関係ではないが、貴族社会への風聞として認識されたのは、為尊親王が通っていた女（和泉式部）が、為尊親王の没後、弟の敦道親王邸に仕した「和泉守道貞が妻」で、それが原因で北の方が敦道親王邸から退出したと描かれる『栄花物語』の叙述が、当時の貴族社会の風聞として、当時の社会に広く認知されていたからだと考えられる。

こうした風聞に答える形で『和泉式部日記』は成立したと考えられ、為尊親王の病没後、「女（和泉式部）」が弟の敦道親王と恋愛関係に至り、敦道親王の誘いで宮邸に出仕した経緯が描かれたものであると考える。『栄花物語』は、『和泉式部日記』や『紫式部日記』よりも後の成立ではあるが、『和泉式部日記』は「和泉式部」を冠することから、日記の執筆段階で、『栄花物語』に描かれるような風聞が、宮廷社会に認知されており、それが「江式部」を「和泉式部」と認識させる契機となった。

「和泉守道貞が妻」が、広く貴族社会に認知されたのは、為尊親王が病没した長保四年（一〇〇二）から、敦道親王の北の方が敦道親王邸から退出した寛弘六年（一〇〇八）頃であったと考えられる。皇太子であった居貞親王の二人の弟の恋の相手が、和泉守の妻であったことが、和泉式部を一躍有名にしたものといえよう。

ところが為尊親王が病没した長保四年（一〇〇二）の段階では、道貞が和泉守であった可能性がないわけではないものの、寛弘元年（一〇〇四）には藤原脩政が和泉守に就任しており、和泉式部の夫の橘道貞は陸奥守であった。つまり、和泉式部の呼名や活動は、夫の道貞の官職獲得とは全く連動していないことがわかる。

では父の大江雅致の猟官運動の場合はどうであろうか。父の雅致が越前守に就任するのは、寛弘九年（一〇一〇）のことである。

【史料十】『御堂関白記』寛弘九年三月十日条

(裏書) 卅日、(中略) 越前国守孝道(源) 死去、以_二木工頭雅致(大江)一任、(有_二本司_一)勤_レ内、度々依_レ奉_二仕造宮_一、
任_レ之_{六八}

父の雅致は、寛弘九年(一〇一〇)三月に源孝道の死去により空席となった越前守に就任した。この任官は、木工頭として内裏の造営に奉仕したことによって任じられたもので、この任官記事からは、和泉式部が父の官職の獲得になんらかの働きがあったのかはわからない。

寛弘九年は、その前年の九月十一日に彰子が道長待望の敦成親王を出産しており、『紫式部日記』も、敦成親王の誕生に多くの紙幅を費やしているが、その叙述に和泉式部の活躍は認められない。仮に、和泉式部が中宮彰子の元に出仕したことが、父の雅致の官職の獲得に有利に働いたと考えるのであれば、父の雅致の職務の一環としての働きよりも、出仕先の中宮彰子や道長に何らかの働きかけを行うことで、父が望む受領の職務の獲得に関わった、ということとまではできるかもしれない。つまり、和泉式部の出仕は、夫の道貞や父の雅致の官職獲得のためとは言えず、父や夫の猟官運動に結びついているとはいえないのである。

その後、和泉式部は、藤原保昌に再嫁して、夫が丹後守に任じられると、和泉式部も丹後国へも下った。このことは娘の小式部の大江山の歌からわかる。万寿元年には任期を終えたと考えられること_{六九}から、寛仁四年(一〇二〇)頃に任じられたとしたい。藤原保昌との再婚は、中宮彰子の元に出仕後に出会ったと考えられ、寛仁二年(一〇一八)以前には婚姻関係が成立していたとみることが出来る。この頃保昌は大和守を兼任していたが、官位獲得に妻の和泉式部の働きがあったとは考えにくい。むしろ藤原頼通の大饗のための倭絵の屏風に和歌を詠む一人に選ばれた和泉式部

を伴って丹後守に赴任する事の方が、保昌に利点があったように思える。

それは、夫が受領として任国に下るときに、同行させる妻を選ぶことは、和泉式部の前夫の道貞が別の女性を伴って任国に下ったことから指摘できる。受領が任国に赴任する際に伴う妻は、歌枕の地を見て古歌を確認し、在地の有力者を納得させる詠歌を披露する役割を期待されていたからだろう。受領は、赴任地で国内を巡行する際に、歌枕となる景勝地で歌を読むことを求められており、その秀歌を神社に奉納することが期待されていた。

この点から、和泉式部の出仕は、父や夫の猟官運動や、父や夫の官職就任後の奉仕とは結論づけることはできず、むしろ、父や夫から独立して文化活動を行い、それが元となり新たな結婚をしている、と結論づけたい。

同時代の赤染衛門は、夫の大江匡衡の尾張守就任により任国に下向し、多くの歌を詠んで^{七〇}いる。こうした女流歌人の活動は、夫の職務の一助となっており、「内助の功」とも言われる行為になるかもしれない。しかしながら、平安中期の国司夫妻は、共に在地に下ったとしても、妻が任期中で帰京したり、夫婦として活動するのは、受領の在任期間中のみで、任期終了後には離別する場合も散見される。和泉式部が父や夫から独立した活動をしている点が、平安中期の女房によくみられるものなのか、赤染衛門のように夫婦一体の活動が主流となっているのかは、他の事例を検討する必要がある。しかしながら、平安中期の女房が、必ずしも受領の妻が夫と一つの「家」を形成し、生涯を共に過ごす夫婦となっていないと考えられるので、この点については今後の課題としたい。

おわりに

以上、本稿では和泉式部に焦点を当て、昌子内親王邸への出仕の是非、敦道親王邸への出仕、中宮彰子出仕後の丹後国下向について検討した。まとめると次のようになる。

- (1) 昌子内親王邸への出仕は結局のところ不明であるが、仮に出仕していたとしても、葬送に近侍するような出仕ではない。
- (2) 『和泉式部日記』では敦道親王邸への出仕以前に花山院への出仕を断っているが、この箇所を「習ひなき（宮仕えの経験がない）有様」として、昌子内親王邸への出仕を否定していると解釈した場合であっても、『和泉式部日記』に物語性がある以上、日記の虚構性は否定できず、昌子内親王邸への出仕そのものがなかったと結論づけることはできない。
- (3) 大江雅致女が「和泉式部」として、貴族社会に認知されるのは、為尊親王が病没した長保四年（一〇〇二）から、敦道親王の北の方が敦道親王邸から退出した寛弘六年（一〇〇八）頃で、夫の橘道貞が和泉守の任期を終えた後でも「和泉式部」と認知されており、夫の官職との連動性が低い。
- (4) 仮に昌子内親王邸に出仕していたとしても、父や夫の官職の獲得に寄与したとはいえず、中宮彰子の元に出仕した後であっても父の雅致や、夫の道貞の猟官運動も関与したとはいえず、後の夫である藤原保昌の官職の獲得に関与していない。
- (5) 女流歌人が、夫の任国に下向するのは、在地の有力者を納得させる詠歌を披露するのが、その役割だったからだと考えられ、夫の職務の一助となっている可能性がある。

このまとめから、和泉式部の場合、父や夫の官職の獲得のために出仕することはなく、父や夫の猟官運動には寄与

していないと結論づけることができる。また昌子内親王邸への出仕の是非は不明であったが、昌子内親王の葬送についての詳細な史料が残っていないながら、和泉式部出仕の痕跡を見つけることはできなかった。仮に出仕していたとしても周囲に認知されるような活躍はなく、父や夫の職務の一貫としての働きの期待されているとは言いがたい。また和泉式部の「和泉」は、夫道貞の和泉守就任に由来するものだが、夫が陸奥守となった後にも、「和泉式部」の呼名がみえることから、夫の受領名とは連動していない。以上から、和泉式部は、自身の活動が父や夫の職務に包摂されない人生を歩んでいたと結論づけたい。

最後に藤原保昌との再婚についてであるが、和泉式部が夫の任国に下向したのは、夫の官職の一貫としてその活動が包摂されたことになるのか、という点を検討してみたい。

和泉式部のみならず、平安中期の宮廷社会には、国名を冠する女房が多く存在する。こうした女房は、和泉式部のように出仕先で夫となる人物と出会い任国に下向することも多かったと考えられる。受領と婚姻関係に至る女房たちの歌の実力は、歌合で披露されたと考えられるが、歌合の場で、国名を冠する女房が、「歌枕」の知識を歌に織り込み披露することは、受領に委ねられた地方支配を貴族たちが観念的に確認するものであったと考えられる。

和泉式部が夫に従って任国に下向したのも、歌枕の地を見て、古歌を確認し、自身の秀歌を創作するためであったのではないだろうか。そういう意味では、和泉式部が夫の任国である和泉国、丹後国に下向するのも、夫の職務に包摂されていると結論づけることはできない。平安中期において、古歌を超える秀歌を貴族社会に披露し、歌人として認められることこそが、宮廷に仕える女房たちの栄達であり、出仕する女房たちは、父や夫の職務に包摂されない活動をしていただけと本稿では結論づけたい。

註

- 一 『小右記』 長保元年九月二十二日条（大日本古記録本、以下同）
- 二 『小右記』 寛弘元年十一月九日条
- 三 『御堂関白記』 寛弘元年閏九月十六日条（大日本古記録本、以下同）
- 四 『御堂関白記』 長和五年四月十六日条（大日本古記録本、以下同）
- 五 『栄花物語』 卷二十六「楚王のゆめ」に「紫式部が女の越後弁」とある（新編日本古典文学全集『栄花物語』小学館、一九九八年）が、歌集「大式三位集」（和歌史研究会編『私家集大成』二、明治書院、一九七五年）から大宰大式の高階成章の官職名を由来とする「大式三位」が呼名となったことがわかる。
- 六 ここでは『紫式部日記』に登場する女房名を列記した。新編日本古典文学全集『和泉式部日記・紫式部日記・更級日記・讃岐典侍日記』（小学館、一九九四年、以下同）
- 七 吉川真司「平安時代における女房の存在形態」（同『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年）
- 八 遠藤珠紀「官司請負制」局務家相伝諸寮司の運営体制」（同『中世朝廷の官司制度』吉川弘文館、二〇一一年）
- 九 『権記』 正暦元年十月二十六日条（『大日本史料』二ノ一、史料編纂所大日本史料総合データベース検索）
- 一〇 『尊卑分脈』 藤原氏高藤孫（新訂増補国史大系本、以下同）
- 一一 『中右記』 寛治五年十二月二七日条、永長元年十月十一日条（大日本古記録本）
- 一二 村井康彦『平安貴族の世界』徳間書店、一九六八年、竹内理三「成功・栄爵」（同『律令と貴族政権』二、御茶の水書房、一九五八年、時野谷滋『律令封禄制度の研究』吉川弘文館、一九七七年）
- 一三 吉田幸一「和泉式部」（和歌文学会編『和歌文学講座（六）王朝の歌人』桜楓社、一九七〇年）、『国史大辞典』「和

泉式部」(吉田幸一執筆)

- 一四 山中裕『和泉式部』吉川弘文館、一九八七年。武田早苗『和泉式部』勉誠出版、二〇〇六年
- 一五 前掲註(六)
- 一六 『日本紀略』長保元年(一〇〇〇)十二月一日条に「年五十年、在位三十五年」(新訂増補国史大系本、以下同)
- 一七 前掲註(一三) 武田早苗『和泉式部』八六頁
- 一八 『日本紀略』康保元年(九六四)四月二十九日条「皇后崩」
- 一九 前掲註(六)
- 二〇 『御堂関白記』寛弘元年三月十八日、閏九月十六日条『権記』寛弘元年三月十八日条
- 二一 拙稿「平安中期の立后儀式と摂関第一遵子立后条を中心に」(『駒沢史学』八十八、二〇一七年)
- 二二 拙稿「平安時代の皇后附属職司長官の変遷について」(瀧音能之編『日本古代の鄙と都』岩田書店、二〇〇五年)
- 二三 『公卿補任』正暦二年条(新訂増補国史大系本、以下同)に「源重信、九月七日右大臣補任。」とある。
- 二四 『公卿補任』長徳元年条に「源伊陟、五月廿五日薨。藤実資、廿八日太皇太后宮大夫。」
- 二五 『公卿補任』長徳元年条に「藤濟時、四月廿三日辞大將、当日薨于五条第一。藤公任、九月廿一日皇后宮大夫。」
- 二六 『公卿補任』永延元年条尻付。『大日本史料』天元三年七月二十六日条には「以臨時恩所叙也」
- 二七 『日本紀略』天元三年四月二十九日条
- 二八 『日本紀略』寛和元年九月十九日条
- 二九 『日本紀略』永延元年二月七日条
- 三〇 角田文衛「大雲寺と観音院―創建と歴史―」(同『若紫抄―若き日の紫式部―』至文堂、一九六八年)
- 三一 『権記』長徳三年五月二十二日条、「五壇法記」(『大日本史料』長徳三年五月二十二日条)

- 三二 「小右記目録」(『大日本史料』長徳四年二月十五日)
- 三三 『小右記』長保元年九月二十二日条(大日本古記録本、以下同)
- 三四 『権記』長徳四年十二月十六日条に「除目、太皇太后宮権亮藤景齊」とある。(史料纂集本)
- 三五 『小右記』正暦元年十月五日条。長保元年九月十六日条でも「中宮亮」がみえる。
- 三六 本稿では「乍_レ驚奉_二亮朝臣_一」の「亮」は「権亮」の誤りで、長保元年九月二十二日条の「此間権亮朝臣来。乍_レ驚奉_二亮朝臣_一」の「亮」は、「権亮」の景齊である可能性を指摘したい。
- 三七 前掲註(一一三) 武田早苗 『和泉式部』二二頁
- 三八 『御堂関白記』長保元年七月十八日条に「戊戌、木満、依_二田鶴(頼通)惱事_一、渡_二道貞家_一、依_レ無_二宜日_一用_二夜半時_一」とある。
- 三九 前掲註(一一三) 山中裕 『和泉式部』一九頁、一四頁
- 四〇 『小右記』永祚元年四月一日条
- 四一 『小右記』天元五年六月十日条
- 四二 『大日本古記録』小右記 四、二〇四頁(寛仁元年七月二日条)
- 四三 『小右記』寛仁元年七月二日条には「尼君(実資姉) 日来度_二住証空闍梨中川車宿_一」とある。
- 四四 『小右記』長保元年十月十二日条・十四日・十九日・二十二日・二十五日条
- 四五 『小右記』長保元年十一月二十九日条
- 四六 『小右記』長保元年十二月二日条
- 四七 前掲註(一一三) 武田早苗 『和泉式部』二三〜二四頁
- 四八 前掲註(一一三) 山中裕 『和泉式部』一七頁

- 四九『小右記』長保元年十二月四日条
 五〇『小右記』長保元年十一月七日条
 五一『小右記』長保元年十一月一日条
 五二前掲註(一一三) 山中裕『和泉式部』一四頁
 五三前掲註(一一三) 武田早苗『和泉式部』二二頁
 五四前掲註(六六) 日本古典文学大系『土佐日記―かげろふ日記、和泉式部日記、更級日記』岩波書店、一九五七年
 五五前掲註(六六)『和泉式部日記』五六頁
 五六前掲註(六六)『和泉式部日記』八八頁
 五七『御堂関白記』寛仁二年正月二十一日条
 五八『小右記』寛仁二年正月二十一日条
 五九『小右記』長和二年四月十六日条
 六〇前掲註(六六) 索引を参照
 六一 新編日本古典文学全集『枕草子』(小学館本)
 六二『西宮記』「勘_下申可_レ著_レ欽_二囚人_一」勘文不_レ進_レ署状」天曆十一年(九五七)二月二十六日に「右衛門少志」、引用した「勘申」に「右少志赤染時用」に確認できる。(『大日本史料』一ノ一〇、史料編纂所大日本史料総合データベース検索)
 六三『小右記』天元五年二月四日条
 六四『小右記』長和元年七月十六日条、後藤昭雄『人物叢書 大江匡衡』吉川弘文館、二〇〇六年
 六五『日本紀私抄』(新訂増補国史大系本)。なお『栄花物語』『栄花物語』に記述される九箇所の「和泉」の全てが

すべて女房の「和泉式部」のことを指し、地名、受領名の「和泉」は『栄花物語』に登場しない。このことから、当時の貴族社会において「和泉」と言えば、女房の和泉式部だという認識が貴族社会にあったと指摘することができる。』解説（成立・作者）（小学館本）

六六 秋山虔、小町谷照彦、倉田実 『日本古典評釈・全注釈叢書 伊勢集全注釈』 角川書店、二〇一六年

六七 『大日本史料』一ノ一七・天元三年正月二十九日条、『後撰和歌集』（新日本古典文学大系、岩波書店、一九九〇年）、『平安私家集』（新日本古典文学大系、岩波書店、一九九四年）

六八 『御堂関白記』 寛弘九年三月十日条

六九 『小右記』 万寿元年十月九日条に「左馬頭保昌（藤原）陳_二丹後封物返抄并相撲府（右近衛府）勘文事」とある。

七〇 前掲註（六四） 後藤昭雄 『大江匡衡』